

川崎市若手技術者・女性技術者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市が発注する工事において、若手技術者・女性技術者（以下「若手技術者等」という。）の技術力の向上及び担い手育成の強化に関して、他の模範となる若手技術者等を本市が表彰することにより、本市における建設事業等の発展及び建設業等の健全な育成に寄与することを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、前条の目的により表彰するにふさわしいと認められる、川崎市内に本社がある工事の受注事業者において監理技術者又は主任技術者として従事する若手技術者等に対して行う。

(1) 川崎市が発注する工事を適正な執行管理により、特に優秀な成績をもって完成させた若手監理技術者又は若手主任技術者

(2) 川崎市が発注する工事を適正な執行管理により、特に優秀な成績をもって完成させた女性監理技術者又は女性主任技術者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する若手技術者等については、表彰を行わないものとする。

(1) 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を、表彰を行う年度の前年度の当初から表彰日までの間に受けた事業者において従事する者

(2) その他表彰することが不相当と認められるもの

(被表彰者の選考)

第3条 川崎市が発注した工事の受注事業者は、前条第1項各号に該当する場合に、川崎市長へ被表彰候補者の推薦書を提出することができるものとする。

2 前項の推薦があった場合は、川崎市優良事業者表彰要綱第3条の規程に基づき設置される、川崎市優良事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において、推薦された被表彰候補者の選考に関する事項を調査審議し、その結果を市長に報告する。

3 被表彰者の選考の基準について必要な事項は別に定める。

(被表彰者の決定)

第4条 市長は、委員会の審議結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰)

第5条 表彰は、毎年度1回、川崎市優良事業者表彰と同日に行うものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、記念品を添えることができる。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。